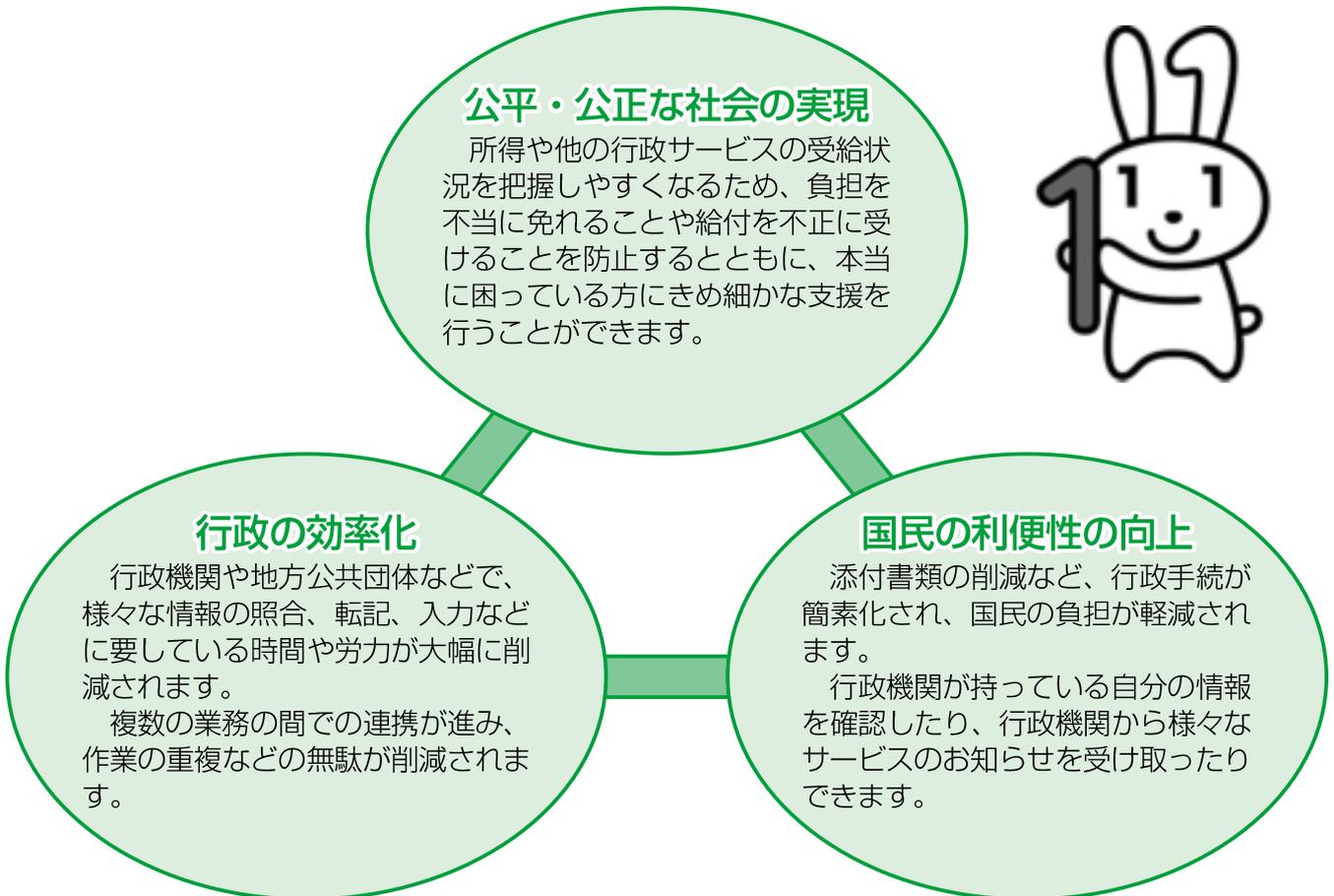


第1弾「社会保障・税番号制度とは？」

社会保障・税番号制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性を図り、給付や負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上を図ることが可能となる社会的基盤です。

番号制度の導入により、より正確な所得把握が可能となり、社会保障・税の給付と負担の公平化が図られ、より公平・公正な社会を実現することが期待されています。また、社会保障・税に係る各種行政事務の効率化が図られ、行政に過誤や無駄をなくすことなども期待されています。



平成27年10月から、国民の皆さま一人一人にマイナンバー（個人番号）が、通知されます

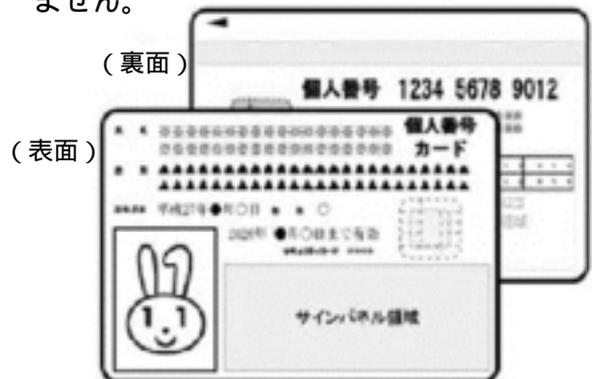
- 住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知され、平成28年1月から利用開始となります。
- 市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。



マイナちゃん

マイナンバーは唯一無二であり、一生使うものです。大切にしてください

- 番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



個人番号カード（イメージ）

【お問合せ】総務・情報部門 東出
第2弾は、「マイナンバーの利用範囲等」についてお伝えします。